

パブリックスペースを活用したプレイスメイキングの推進に関する地域連携協定書

つくば市（以下「甲」という。）、つくばセンター地区活性化協議会（以下「乙」という。）及び株式会社ナムチェバザール（以下「丙」という。）は、つくば駅周辺のパブリックスペースを活用したプレイスメイキングの推進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、中心市街地のにぎわいや魅力を持続的に創出していくため、パブリックスペースを活用したプレイスメイキングの推進に関し、甲、乙及び丙が連携、協力して取組む事項等を定めるものである。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象区域は、中心市街地（吾妻一丁目から三丁目、竹園一丁目及び二丁目、東新井並びに春日一丁目の区域をいう）とする。

（連携及び協力）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。

- (1) 今後の中心市街地におけるプレイスメイキングのあり方等の検討
- (2) プレイスメイキングの実施運営に関する事項
- (3) プレイスメイキングの効果、課題等の検証に関する事項
- (4) 中心市街地から筑波山など市内への効果波及に向けた検討に関する事項
- (5) プレイスメイキング実施に伴う広報に関する事項
- (6) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙いずれからも何ら申出がないときは、同一内容で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第5条 本協定の定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年7月10日

甲 茨城県つくば市研究学園一丁目1-1
つくば市
市長 五十嵐 立青

乙 茨城県つくば市竹園三丁目18-2
つくばセンター地区活性化協議会
会長 石原 孝

丙 茨城県水戸市末広町2-2-7
株式会社ナムチェバザール
代表取締役 和田 幾久郎